

【追加募集】

上越市省工ネ設備導入事業補助金 募集要領

○募集期間

令和7年 8月 1日（金）から 10月31日（金）まで
に必要書類を用意し申請してください。【必着】

※先着順。期間内でも募集を締め切ることがあります。

※申請は、一事業者につき当年度1回限りです。

○申請手続き方法等、事業全般のご相談・お問合せ先

申請書類は、上越市電子申請システムや郵送、窓口への持参により提出してください。

上越市 産業部 産業政策課 産業振興係

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 木田第二庁舎 2階

電 話 025-520-5729（直通）

< 目 次 >

1	事業目的	2
2	補助対象者	2
3	補助対象事業	4
4	補助対象経費	5
5	スケジュール	5
6	申請から補助金支払いまでの流れ	6
7	申請方法	7
8	審査後の流れについて	8
9	変更承認申請について	8
10	実績報告について	9
11	注意事項	9

令和7年8月

上越市 産業部 産業政策課 産業振興係

1 事業目的

エネルギー価格の高騰による経費負担の軽減を図るため、省エネ設備を導入する中小企業者等を支援することを目的とします。

2 補助対象者

次のいずれも満たす中小企業者等[※]が対象となります。

(1) 市内に主たる事務所又は事業所を有すること

区分	住所要件
法人	登記簿上の本店所在地
個人事業主 (いずれか)	確定申告書の事業所所在地
	開業届書の納税地
	住民票

(2) 市税を滞納していないこと

※ 中小企業者等の定義

次に該当する中小企業者、農林水産事業者及び公益法人等をいいます。

- ・中小企業者…中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（同項第6号に規定する事業者を除く）
- ・農林水産事業者…農林水産業を営む人及び団体で、その成果物を有価で販売しているもの
- ・公益法人等…法人税法（昭和40年法律第34条）別表第2に規定する公益法人等に該当する法人のうち、学校法人又は社会福祉法人

ただし、次に該当する人及び団体は対象外です。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者
- ・政治活動、宗教活動を目的とした事業を営む人及び団体
- ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ・上記事業者のほか、本支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの

■中小企業者の業種・規模

会社又は個人事業主（法第2条第1項1号又は2号に定める者）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他業種（以下の業種を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造者（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業、飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
ソフトウェア業、 情報報告処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

組合（法第2条第1項第3号又は第4号、第7号から第11号に定める者）

組合の名称	対象の要件
中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、 農業協同組合（同連合会）、水産業協同組合、 森林組合（同連合会）、生産森林組合、 商店街振興組合（同連合会）、 消費生活協同組合（同連合会）	次の「いずれか」を満たす者 ・特定事業を行うもの ・構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
協業組合	特定事業を行うもの
商工組合（同連合会）	次の「いずれか」を満たす者 ・特定事業を行うもの ・構成員が特定事業を行う者であるもの
生活衛生同業組合（同連合会）、生活衛生同業小組合	次の「両方」を満たす者 ・特定事業を行うもの又は、その構成員が特定事業を行う者であるもの ・直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金5,000万円（卸売業1億円）以下又は従業員数50人（卸売業100人）以下

組合の名称	対象の要件
酒造組合（同連合会、同中央会）、 内航海運組合（同連合会）	直接又は間接の構成員の三分の二以上 が資本金 3 億円以下の法人又は従業員 数 300 人以下
酒販組合（同連合会、同中央会）	直接又は間接の構成員の三分の二以上 が資本金 5,000 万円（卸売業 1 億円） 以下の法人又は従業員数 50 人（卸売業 100 人）以下

特定事業とは、次に掲げる業種「以外」の業種をいう。農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

医業を主たる事業とする法人（法第2条第1項5号に定める者）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
医業	-	300 人以下

3 補助対象事業

市内の事務所又は事業所において実施する事業で、次に掲げるものとする。

- 1 LED対応ではない灯具からLED照明への入替えを行う事業
- 2 既設の空調設備から省エネルギーに資する空調設備への入替えを行う事業

※LED照明への入替えは、電球等の交換のみを行うものを除きます。

※空調設備とは、エアコンやボイラーなどのことをいいます。ストーブやスポットクーラーなどの移設が容易な（工事を伴わない）備品は対象外となります。

※国、都道府県、市町村その他公的制度による補助金等の交付を受けた事業は対象外です。

4 補助対象経費

補助対象経費	補助金額
・設計費 ・設備費（機械装置の購入、製造等） ・工事費（配管や配電等の工事、機械装置の運搬・据付、既存設備の撤去）	対象経費の2分の1 上限：25万円

※必ず事業を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから着手してください。

※交付は、一事業者につき当年度1回限りです。

※補助対象額は税抜きです。

※既存設備の廃棄処分に係る費用は対象外です。

5 スケジュール

(1) 募集期間

令和7年8月1日（金）から令和7年10月31日（金）まで【必着】

※先着順。期間内でも募集を締め切ることがあります。

※申請書類受付後（書類不備、不足がない状態）、2～3週間程度で交付決定を行います。

※令和7年12月26日（金）までに実績報告が提出可能な事業が補助の対象です。

(2) 交付決定後の流れ

- ①補助事業の着手（発注、契約等の開始）
- ②補助事業の完了
- ③実績報告書の提出
- ④市による実績報告書の審査
- ⑤補助金の支払い

(3) 実績報告書の提出期限

事業完了後14日以内又は令和7年12月26日（金）のいずれか早い日

6 申請から補助金支払いまでの流れ



7 申請方法

下記の募集期間内に必要な書類を上越市電子申請システムや郵送、窓口への持参により、産業政策課へ提出してください。

○募集期間

令和7年8月1日（金）から令和7年10月31日（金）まで【必着】

※先着順。期間内でも募集を締め切ることがあります。

○提出書類

以下の書類を提出してください。

なお、【指定様式】はいずれも上越市ホームページからダウンロードできます。



■上越市ホームページ「省エネ設備導入事業補助金の募集」

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/shoenesetsubi.html>

	書類名	指定様式	説明
1	第1号様式「補助金交付申請書」	あり	・「記載例」を確認いただき、作成してください。
2	第2号様式「誓約書」	あり	・項目を必ずお読みになった上で、確認欄にチェックを入れてください。
3	直近の確定申告書又は登記簿謄本（法人）、開業届出書（個人）の写し	なし	・補助対象者の確認のため、いずれかの書類の写しを提出してください。
4	補助対象経費に係る明細付き見積書の写し	なし	・明細付き見積書の写し等、事業費積算の根拠となるものを提出してください。（明細が付いていない見積書は不可。）
5	事業実施前の工事予定箇所及び設備等の写真	なし	・工事予定箇所（部屋の全景など）や、既存設備の型番等がわかる写真を提出してください。 ・形式は任意ですが、写真データ添付様式を活用してください。
6	その他市長が必要と認める書類	—	・上記に加え、別途市から書類等の提出を依頼することがあります。

※事業内容（補助対象経費の金額や導入設備等）は原則、申請時と実績報告時で変更することはできません。やむを得ず、事業内容の変更が生じる場合は、必ず、産業政策課に事前（変更前）に相談してください。変更承認申請が必要になる場合があります。

8 審査後の流れについて

※ **6 申請から補助金支払いまでの流れ** もご確認ください。

- (1) 申請書受付後、随時審査を行い、採択した事業について補助金の交付決定を行います。
- (2) 交付決定通知の日付以降に、事業を開始してください。
- (3) 申請時の事業内容（補助対象経費の金額や導入設備等）に変更が生じる場合は必ず産業政策課へ事前に相談してください。変更承認申請が必要になる場合があります。（**9 変更承認申請について** 参照）
- (4) **事業の完了日から 14 日経過する日または令和 7 年 12 月 26 日（金）のいずれか早い日までに実績報告書等を産業政策課へ提出**してください。
※事業の完了日とは、「全ての経費の支払が完了した日」又は「工事が終わった日」のうち、いずれか遅い日を指します。
- (5) 実績報告書等の審査を行い、交付する補助金額を確定します。

※交付決定に当たり、実施方法について市が条件を付す場合があります。

9 変更承認申請について

申請時の内容に変更が生じる場合は必ず産業政策課へ**事前に相談**してください。変更前に変更承認申請が必要になる場合があります。

※本体設備の種類又は数量の変更は、変更前に変更承認申請が必要です。

※変更承認申請により、原則補助対象経費総額を増額しても、補助金額は、交付決定額から増額できません。

10 実績報告について

以下の書類を提出してください。

なお、【指定様式】はいずれも上越市ホームページからダウンロードできます。

■上越市ホームページ「省エネ設備導入事業補助金の募集」

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/shoenesetsubi.html>



	書類名	指定様式	説明
1	規則第3号様式 「補助事業実績報告書」	あり	・「記載例」を十分確認いただき、作成してください。
2	補助対象経費に係る「請求書」(請求明細付きのものに限る。)及び「領収書等」の写し	なし	・請求明細付き請求書と領収書等が必要です。(請求明細が付いていない請求書は不可。) ・「領収書等」とは、金融機関の振込明細書(本人控え)のコピー、金融機関口座の通帳のコピー、領収書を指します。
3	事業実施後の工事箇所及び設備等の写真	なし	・工事実施箇所(実施前との比較ができるもの)や、導入設備の型番等がわかる写真を提出してください。 ・形式は任意ですが、写真データ添付様式を活用してください。
4	その他市長が必要と認める書類	—	・上記に加え、別途市から書類等の提出を依頼することがあります。

※実績報告書類の審査後、補助金の交付を確定し、補助金額を指定の口座へ振り込みます。

11 注意事項

(1) 他の補助金との併用について

国、都道府県、他の市区町村等から、本補助金と同じ趣旨の補助金を受けて事業を実施する場合は、本補助金の補助対象とはなりません。

(2) 補助金の返還について

交付対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消すこととし、補助金の返還を求めます。